

自動搾乳システム（搾乳ロボット）設置農家における 牛群検定の実施方法

1. 対象とする機種

自動乳量計測装置及び自動サンプリング装置が全国牛群検定推進会議の承認機種であること。

2. 検定方法

- (1) 検定の頻度
月に1度、自動サンプリング装置を設置し検定を実施する。
- (2) 乳量の記録
自動搾乳システム管理用のパソコンに自動的に記録されたデータを取得する。原則として、検定日前2日間及び検定日の乳量データを取得する。なお、可能な限り前回検定日以降の全データも取得する。
- (3) 乳成分の記録
自動サンプリング装置により1頭1検体以上のサンプルを自動的に採取する。
- (4) 分娩、乾乳、流産、繁殖等の記録
自動搾乳システム管理用パソコンより取得することを原則とするが、現行の検定と同様の聞き取り調査も併せて実施する。
- (5) マスタ管理（加修除）
現行の検定と同様に聞き取り調査とする。
- (6) 記録の修正
記録の修正は認めない。

3. 検定記録の取扱

- (1) 検定の種類
自動搾乳システム設置農家における検定は、「自動検定」とする。
- (2) 検定日
自動サンプリング装置を取り外した日を検定日とする。
- (3) 搾乳回数
「不定時搾乳」とする。
- (4) 1日あたりの検定記録
収集した乳量・乳成分等の記録をもとに、1日あたりの検定記録を計算する。
- (5) 農家への提供情報
原則として、従来の検定方法と同様の情報を提供する。

4. 運用細則等

自動搾乳システムにおける能力検定を確立するために必要な要件等については、別途運用細則等を定めるものとする。

5. 実施方法の適用

本方法は平成24年4月1日から適用する。

本方法の改正は令和4年10月1日から適用する。

(平成24年3月26日全国牛群検定推進会議)

自動搾乳システム（搾乳ロボット）設置農家における 牛群検定の運用細則

1. 条件等

- (1) 搾乳ロボット装置は全国牛群検定推進会議において承認された機種であること。
- (2) 自動サンプリング装置によりサンプル採取を行うこと。
- (3) 検定牛は自動サンプリング装置設置中に1回以上の搾乳を行うこと。
- (4) 検定員は、農家の飼養牛について個体識別番号、血統登録番号等により個体を確認するとともに、搾乳施設、検定方法等を確認すること。
- (5) 搾乳ロボット装置から取得したデータは修正できない。
- (6) 再立会は、全牛が対象となる。
- (7) ここに記載した以外の条件等については、現行の検定法に準ずる。

2. 事前準備

- (1) 搾乳ロボットを導入後、日々円滑に搾乳・稼動している農家が対象となる。
- (2) 農家からは検定組合を通じ、事前に搾乳ロボットによる検定開始を申請する。
- (3) 検定に係るマスター整備は、検定実施の前月までに終了しておく必要がある。
- (4) 検定実施にあたっては、検定組合、検定農家の双方において確認チェックリスト等を整備して、トラブルの発生等の問題回避のため、状況記録を残すように努める必要がある。
- (5) 検定組合は乳成分分析所とのサンプル瓶の準備を含め、受け渡しについて協議が必要である。
- (6) 自動サンプリング装置の使用方法について、農家と検定組合は事前に十分な協議の上、習得する必要がある。
- (7) 検定組合は、個々の搾乳データが規定回数を満たしていても、搾乳装置の不具合やサンプル量の不足、腐敗等で検定結果が得られないことがあることを農家に対して説明しておく必要がある。
- (8) 搾乳等データ取得は、原則として、検定員の立会いの下に行う。

3. 検定の開始

- (1) 検定員は牛群検定に係る飼養牛の個体確認とマスターの整備作業を実施する。
- (2) 自動サンプリング装置を設置し稼動確認した時点から検定が開始される。
- (3) サンプルラックの交換は、それに伴う稼動確認を含めて検定農家が行うことができる。

4. 検定の終了

- (1) 検定農家は検定終了前に全牛の搾乳状況を確認する。
- (2) すべての牛のサンプリングが終了していることを確認後、自動サンプリング装置を取り外す。
- (3) 搾乳管理装置からデータの取得を行い、検定員は搾乳牛以外の検定牛とともに検定項目を報告する。

5. 運用細則の適用

本細則は平成24年4月1日から適用する。

この細則の改正は平成31年4月1日から適用する。

この細則の改正は令和4年10月1日から適用する。